Ŋ

- 5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ 又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき 当該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ 所定点数に加算する。
- イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク 管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に 関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合 5点
- ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を 行った場合 10点

6~10 (略)

13の3~19 (略)

第3節~第5節 (略)

- 5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ 又は口に掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき 当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。
- イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク 管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に 関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合
- ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を 行った場合

6~10 (略)

13の3~19 (略)

第3節~第5節 (略)

## ○厚生労働省告示第二十九号

なお従前の列による。定に手でなった年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する額の算定については、定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に行われた療養に要する額の算定については、の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養費に係る生活療養費に係る生活療養の費用の額の算健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項(同法第百四十九条において準用する場合を合む。)及び第八十五条の二第二項(同法第百四十九条において準用する場合を合む。)並びに高齢者

令 和 七 年 二 月 二 十 日

(傍線部分は攻正部分)厚生労働大臣 福岡 資麿

段 用	製 田 電
別表	別表
食事療養及び生活療養の費用額算定表	食事療養及び生活療養の費用額算定表
第一 食事療養	第一 食事療養
1 入院時食事療養(I) (1食につき)	1 入院時食事療養(I) (1 食につき)
(1) (2)以外の食事療養を行う場合 690円	(1) (2)以外の食事療養を行う場合 670円
(2) 流動食のみを提供する場合 625円	(2) 流動食のみを提供する場合 605円
注 (略)	注 (略)
2 入院時食事療養(II) (1食につき)	2 入院時食事療養(II) (1 食につき)
(1) (2)以外の食事療養を行う場合 <u>556円</u>	(1) (2)以外の食事療養を行う場合 536円
(2) 流動食のみを提供する場合 510円	(2) 流動食のみを提供する場合 490円
注 (略)	注(略)
第二 生活療養	第二 生活療養
1 入院時生活療養(I)	1 入院時生活療養(I)
(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条	(1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条
第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1食につき)	第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事の提供たる療養」という。)(1 食につき)
イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 604円	イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 <u>584円</u>
口 流動食のみを提供する場合 550円	ロ 流動食のみを提供する場合 <u>530円</u>
(2) (略)	(2) (瞬各)
注 (略)	注(略)
2 入院時生活療養Ⅲ	2 入院時生活療養(II)
(1) 食事の提供たる療養 (1 食につき) 470円	(1) 食事の提供たる療養(1食につき) 450円
(2) (略)	(2) (順名)
注 (略)	注 (略)